

最終処分場の維持管理基準に係る管理計画

基準の内容	管理計画
1 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	① 軽量物はフレコン詰め等の事前処置の取り決めとその後の搬入時に確認 ② 運搬車両のシート掛け状況の確認と是正指導 ③ 洗車設備の設置と維持管理及び点検記録 ④ 周辺施設の状況確認と飛散物の除去 ⑤ 強風時の作業中止 ⑥ 即日覆土の徹底
2 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	① 搬入前の検討 ② 即日覆土による場外への発散防止処置
3 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	① 火災訓練の実施による社員教育 ② 専門業者による消火器の確認 ③ 埋立地内での禁煙の厳守
4 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	① 殺虫剤等の保管管理と散布
5 囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合には、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	① 処分場入り口にゲートを設置し夜間の立入を防止するとともに昼間は人員を配置し、部外者の立入を管理・制限する。 ② 囲い施設の確認と修繕及び点検記録 ③ 処分場入り口ゲート等の施錠の徹底
6 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	① 表示板の保全状況の確認及び点検記録
7 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	① 調整池・堰堤周辺施設・外周道路施設等の点検記録と対策の実施 ② 日常点検と豪雨後、地震後の点検を分ける。
8 廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。	① 保護砂工を設置
9 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	① 埋立中ブロックの法面遮水工設備の保全状況確認と記録 ② 埋立後ブロックのキャッピングシートの保全状況確認と記録
10 最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。 イ.埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。 ロ.埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。 ハ.埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録すること。 ニ.電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録すること。	① 電気伝導率は1ヶ月に1回以上の検査 ② 地下水検査については1年に1回以上実施
11 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く)が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	① 地下水調査で処分場に原因があると認められた時は、その原因の調査と必要な措置を講じる。
12 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないよう必要な措置を講ずること。	① 汚水処理施設の能力と浸出水調整地の容量を計算し必要な面積のキャッピングシートで雨水が入らない措置を講じる。
13 調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	① 下部調整池・上部調整池それぞれの状況を確認し記録する。
14 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 イ.放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。 ロ.浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 ハ.放流水の水質検査を次により行うこと。 (1)排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。 (2)水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。	① 電気伝導率・BOD・COD・SS・アンモニア等は頻度を上げ2週間に1回検査をする。 ② 排水基準の8割程度を目安に活性炭の交換等の必要な措置を講じる。 ③ 各種機器を点検記録する。
15 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	① 雨水排水路・雨水処理池・外周道路上等の堆積土砂の状況を確認記録し支障があれば速やかに堆積土砂を除去する
16 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。 (ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。)	① 堅型ガスメ抜き管を必要数取り付け、また定期的にモニタリングを実施する
17 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。 (ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。)	① 埋立終了時は約50センチの覆土を施し閉鎖する
18 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	① 周辺からの雨水の流入を防ぐ設備の設置 ② 覆土上の緑化による損壊防止 ③ 定期的な点検と記録
19 埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。	① 処分記録表や点検記録表・各種検査表を廃止まで保管